

改正の概要

現状 ローカル5Gにおいて、定期検査等の一部を省略する場合、**全国5G同様の監視制御機能及び保守運用体制（24時間365日）**が求められる。

⇒ローカル5Gについて、「**基地局の運用時間中の監視制御及び保守運用体制**」を条件として、定期検査の簡素化を可能とするための省令改正を行う。あわせて、**自営等BWA**についても改正の対象とする。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 保守運用体制</p> <p>(1) 二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制を整備すること。なお、保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。</p> <p>〔(2)~(4) 略〕</p> <p>2. 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。）の基地局又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>二 保守運用体制</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

	ローカル5G等*	(参考) 全国5G
サービスの例	 <p>建機遠隔制御</p>	 <p>携帯電話サービス</p>
基地局から電波を発射する期間	<p>サービス使用中のみ (24時間でないことも多い)</p>	原則として24時間365日
定期検査の簡素化の条件	<p>基地局からの電波発射中は監視制御を行い、保守運用体制を構築すること</p>	監視制御機能を有し、24時間365日にわたる保守運用体制であること

*自営等BWAを含む。